

# 平成 21 年度 北海道サッカーリーグ 第 7 回 道東ブロックリーグ 開催要項

1. 主 催 (財)北海道サッカー協会 北海道社会人サッカー連盟
2. 主 管 網走地区サッカー協会 帯広地区サッカー協会  
釧路地区サッカー協会 根室地区サッカー協会  
網走社会人サッカー連盟 帯広社会人サッカー連盟 釧路社会人サッカー連盟
3. 開催期日 当該年度 5月10日～9月20日
4. 登録及び参加資格  
(財)日本サッカー協会・(財)北海道サッカー協会・各地区サッカー協会に登録及び各地区社会人サッカー連盟に加盟登録を完了した第一種チーム(大学サッカー連盟・専門学校連盟・高等専門学校連盟に加盟したチーム・選手は除く)とする。次の条件に満たすチームに限る。
  - 1) クラブチームは、ほかの事業体チーム或は他のクラブチームと二重に登録されていない事
  - 2) 高校在学中の生徒は参加できない。ただし、(財)日本サッカー協会にクラブ申請が許可されたチーム・選手は除く。
  - 3) 大学生・専門学校生・予備校生が主体のチーム編成による参加はできない。
  - 4) 外国籍選手の登録は、1チーム3名以内とする。
  - 5) 全道ブロック決勝大会への出場権を得た場合は、必ず出場できるチームとする。
5. 選手エントリー  
  - 1) 前項の参加資格を有した選手エントリー数は、制限を設けない。
  - 2) 選手エントリーは、当該年度開幕戦の2週間前までとし、リーグ戦終了まで有効とする
  - 3) 選手の登録・削除又は追加登録の手続きは、チームが所属する地区協会に行い、出場しようとする試合の5日前までに(財)北海道サッカー協会に登録が完了していなければ出場できない。登録の控えを道東ブロック事務局に5日前までに送付することで出場できる。
  - 4) ユニフォームは、正・副2着以上を登録し、常に携行していなければならない。  
正・副、同一番号とし、チーム全体は1番からの通し番号を原則とする。
6. リーグの編成  
6チーム編成とし、今年度は4地区協会より最低1チームが参加を出来ることとし、残り2チームは、前年度の成績・入替戦闘により決定することとして、編成する。  
ただし、不足チームが出た場合は、別途協議する。  
原則として、各地区リーグの1位に参加させることとするが、最終決定は各地区協会に委ねる。
7. 組合せ及び日程  
リーグ運営委員会を組織し日程組合せを決定し、開幕の2週間前までに各チームに通知する。
  - 1) ホームアンドアウェイ方式にて行う。
  - 2) リーグ日程は、各地区協会と協議の上決定する。
  - 3) 試合開始時間・順序等の決定は、リーグ運営委員会にて行う。

## 8. 順位決定方法

次の方法により決定する。

- 1) 勝点（勝ち3点・分け1点・負け0点）
- 2) 全試合のゴールデファレンス（得失点差 総得点－総失点）
- 3) 当該チームの対戦成績
- 4) 全試合の総得点数
- 5) 抽選

## 9. 入れ替え戦

リーグ終了時の最終成績で下記のように入れ替えを行う。

- 1) 当該年度、道東ブロックリーグ優勝チームは、全道ブロックリーグ決勝大会への出場権を得る。
- 2) 各地区の最下位チームと当該地区リーグ1位チームとの入れ替え戦を行う。
- 3) 道東ブロックリーグ1位チームが北海道リーグへ昇格した場合は、昇格した地区リーグの1位チームを道東ブロックリーグへ自動昇格させる。
- 4) 事情によりチームの除籍又は脱退が発生した場合は、道東ブロックリーグ実行委員会にて協議し、各地区リーグ1位チームにおける昇格戦を基本として編成を決定する。
- 5) 入れ替え戦は、全道ブロック決勝大会開催日以降に行う。
- 6) 北海道リーグから降格した場合は、道東ブロックリーグ運営委員会にて協議し編成を決定する。
- 7) 来年度への入替については、道東ブロックリーグ運営委員会にて協議し、別途規定する。

## 10. 競技規則

競技規則は(財)日本サッカー協会制定による。

- 1) 競技形式 リーグ戦による2回戦総当りで行う。
- 2) 競技時間 90分（45－15－45） 延長戦又はPK戦は実施しない。
- 3) 試合成立 試合成立の最低必要選手を7名とする。  
競技開始時刻を過ぎても入場しないチームは競技放棄とみなし対戦チームの勝ちとする  
その場合得点は3：0とする。
- 4) メンバー表は試合開始60分前までに提出すること。  
提出のない場合は、競技放棄とみなし対戦チームの勝ちとする。  
その場合得点は3：0とする。
- 5) 選手交代はエントリー7名のうち、プレイヤー5名（ゴールキーパーを含む）までの交代ができる。
- 6) 選手の服装は交代選手も含めて同一の、シャツ・パンツ・ストッキングでなければ競技場への入場を認めない。
- 7) 競技選手の装飾品の装着を全面禁止とする。

## 11. 罰 則

- 1) 警告・退場者の措置については運営要項細則により処置する。
- 2) 悪質な反則を行っての退場については、以後の試合は審判報告書に基づき当リーグの規律フェアプレー委員会にて協議裁定する。
- 3) 棄権チームの処置  
棄権した場合、チームを除籍とする。次年度リーグ以降の出場を停止し、停止期間を当リーグの規律フェアプレー委員会にて裁定する。  
その他の場合は運営委員会で協議裁定する。

天変地異その他の不可抗力により棄権する場合は、運営委員会、会場責任者、相手チーム及び審判員に通知し、その後の処置は運営委員会で裁定する。

- 4) 不正に試合に出場した場合はその試合を没収とし、その後の処置は当リーグの規律フェアプレー委員会で協議裁定する。
- 5) その他、本リーグを乱す等の行為があった場合は、当リーグの規律フェアプレー委員会で協議裁定する。
- 6) 本要綱第4条に違反したチームは没収試合とし、対戦成績は全て不戦敗扱いとする。この場合原則として、そのチームを除籍として次年度以降のリーグ参加は運営委員会で協議する。
- 7) 本リーグの所属する選手、役員は社会人として恥ずべき行為があったとき本リーグの名において即時除名される。
- 8) 本リーグから除名された選手役員は再登録を認めない。但し、運営委員会が認めた場合はこの限りでない。
- 9) 処分は、(財)日本サッカー協会規律フェアプレー委員会の懲罰基準に準じて行う。
- 10) 重大な事項に関しては、(財)北海道サッカー協会・北海道社会人サッカー連盟に、報告し処分決定を委ねる場合がある。

## 12. 競技審判員

- 1) チーム帯同審判員制はとらない。
- 2) ホームチームは試合開催日までに、主管地区協会へ審判員の派遣を依頼すること。
- 3) 審判資格は、主審2級以上・副審及び第4の審判は3級以上とする。
- 4) 競技終了後、主審は審判報告書を速やかに提出する義務を有する。
- 5) 各審判員への報酬は、(財)北海道サッカー協会審判委員会規定に準ずる。

## 13. マッチコミッショナー制度

- 1) 本リーグは競技の円滑な運営を図る為に、各会場にマッチコミッショナーを置きリーグの会場運営・競技運営を指揮監督する。
- 2) ホームチームは試合開催日までに、主管地区協会へマッチコミッショナーの派遣を依頼すること
- 3) マッチコミッショナーは(財)北海道サッカー協会の資格講習会を受講し協会登録が済まされている者が担当する。
- 4) マッチコミッショナーは、試合開始60分前にマネージャーミーティングを行い試合に臨む両チームの監督と意見交換を行い、スムーズに試合が行われるよう確認を行うこと。
- 5) 試合終了後、マッチコミッショナーは報告書を道東ブロックリーグ実行委員会に速やかに提出する義務を有する。

## 14. 競技記録及び公式記録員

- 1) 本リーグの競技記録はホームチームが記録員を配して行うこと。
- 2) 記録員は(財)北海道サッカー協会が認定した公式記録員が行うことが望ましい。本リーグ開催までに公式記録員の講習会が開催された場合は、1名の公式記録員を配し、補助員をつけて行うこと。
- 3) 競技記録の担当者は、試合開始40分前までに本部席に集合し、記録に必要な諸準備を行うこと。
- 4) 公式記録員は、試合終了後ただちに記録内容を確認し、記録用紙に両チームの監督・主審・マッチコミッショナーの署名をもらうこと。
- 5) 完成した記録用紙はホームチームの運営委員へ提出すること。

## 15. 会場運営

- 1) 会場準備、後片付け及び試合運営は、ホームチーム運営委員の下にホームチームが責任をもって行うこと。  
1 会場で2試合以上開催の場合は、会場責任者を指名する。
- 2) ホームチーム運営委員は、会場準備、後片付け及び試合運営に関する事項について、事前に主管地区協会の役員と打ち合わせること。
- 3) 会場の準備は試合開始予定時間の90分前から行い、試合開始予定時間の30分前を目安に終了すること。また、後片付けは試合終了後速やかに終わらせること。
- 4) 会場準備、後片付け及び試合運営に必要な業務は次のとおりとする。
  - ①本部テント、審判員テントの設営、机及び椅子の配置。チームベンチの配置。
  - ②ピッチの作成、ゴールの設置、コーナーフラッグの設置、第4審判員席の配置。
  - ③審判員用の飲料水及びタオル等の準備。
  - ④使用資器材の撤収、試合会場内・外のごみ等の回収。

## 16. 安全管理

試合場への移動、試合中、その他事故防止について各チームの責任において全員に徹底する事。 傷害保険等の加入をすること。

## 17. 表彰

優勝・準優勝を表彰する。(賞状・トロフィー)

個人賞を表彰する。 最多得点者・最多アシスト者(賞状・トロフィー)

## 18. その他

- 1) 参加料は、150,000円とし、参加申込書と同時に納入することとする。
- 2) チームの監督は、各試合とも必ずベンチに入ることを義務付ける。但し、やむを得ずベンチ入りすることが出来ない場合、代行者(チーム選手名簿記載の5名内)が監督代理を行う事ができる。この場合、2日前までに運営委員会に届け出て許可を受けなければならない
- 3) 監督が選手として出場する場合には、監督代行者(チーム選手名簿記載の5名内)がベンチに入っていることが条件となる。2日前までの変更届出は必要ないが、代行者は試合には出場できないので、注意すること。また、監督と監督代行者両名でマネージャーミーティングに出席すること。  
電話連絡・FAX通信のいずれかの方法にて連絡のこと。
- 4) 上記2)・3)の処置を的確に行なわなかった場合、或いは、試合当日に、監督或いは監督代理がいなかった場合は、当該試合は実施し、次試合の出場停止を原則とするが、実行に関しては運営委員会、委員長・副委員長の協議により、処分の決定をする。
- 5) 上記2)・3)に違反した場合は、運営委員会にて協議し、処分する。
- 6) ユニフォームへの広告掲載については、事前に運営委員会の承認を得なければならない。ユニフォームへの広告掲載規定は、北海道リーグ運営要項に準ずる。
- 6) 試合に出場する選手は、(財)日本サッカー協会発行の選手証を必ず携行し、選手エントリー用紙と共に本部へ提出すること。未提出の選手はその試合に出場する事は出来ない監督或は、監督代行者が、出場する選手全員の選手証(写真添付済みのもの)のコピーを代用することは、許可する。免許証等の代用は一切認めないので、注意すること。

## 19. 附則

- 1) 本リーグの運営を円滑にするために、道東ブロックリーグ運営委員会を置く。
- 2) 道東ブロックリーグ運営委員会規定は、別に定める。
- 3) 道東ブロックリーグ規律フェアプレー委員会は、(財)北海道サッカー協会規定に準ずる。